県職連合家事委託助成金交付要綱

2018年３月26日制定

（目的）

第１　この要綱は、沖縄県関係職員連合労働組合の組合員及び準組合員（以　　下「組合員等」という）が家事を業者に委託して実施した場合に、その全部または一部を助成することにより、福利厚生の一環として組合員等の生活向上を図ること、併せて多忙な子育て世代の支援を図ることを目的とする。

（助成金の対象）

第２　助成金の対象は、組合員等が自ら居住する住宅において業者に委託し　　て実施した次の家事とする。

　（１）エアコンの掃除

　（２）換気扇の掃除

（助成額）

第３　助成金として交付する額は、組合員等一人につき一年度（１月～12月）　　に１回3,000円以内とする。

（申請）

第４　申請は別紙の助成金交付申請書により行い、助成対象となる年度の翌　　年の１月２０日までに各支部に提出する。締め切りを過ぎた場合は、その年度分の助成金申請は受け付けない。なお、申請書には、かかった費用の領収書（原本を提出、コピー不可）を添付すること。

（交付）

第５　各支部は、１ヶ月毎に組合員等からの申請書をとりまとめ、本部に送　　付する。助成金は、予算の範囲内で労福推進委員長の承認を得て、各支部が組合員に交付するものとする。

（その他）

第６　助成金に関してこの要綱に定めがないことについては、労福推進委員　　会で協議し決定する。

附則

　　この要綱は、制定の日より施行する。